

# 税金の取り方・使い方

税理士 嶋 賢治

診療報酬は医療費として年金とともに社会保障費の重要な一部をなしていますので、社会保障費の確保充実はより良い社会のためにも当然の要求です。

一方、私たち税務関係者はその使い道はもとより、その取り方にも目を向けます。

消費税という税目があります。導入にあたり、消費税は高齢化社会を迎えるにあたってすべてを社会保障費に充てるということで名称も「福祉目的税」にしようという案もあるほどでした。

消費税は1989年4月に導入されてから35年たちます。その間3%の税率は10%になりました。

一方、法人税率はその当時の43・3%から

23・2%と20%もダウンしています。

これまでの消費税の税収は合計381兆円です。それに対し、税率が大きく下がったその間の法人税の減税額は214兆円です。消費税収はそのかなりの部分を法人税減税に充てられたと言われても仕方のない数字です。

法人税の減税は企業収益のアップを図り、その恩恵を従業員給与のアップや中小企業へのトリクルダウンで経済の発展を図るといのがその理由でした。

ところが法人税率が低いので、それまで「どうせ税金で取られるくらいなら従業員や下請けへ還元しよう」という考えが「利益が出て法人税率はたいしたことがない」ので経費

の徹底的な節約で、税金を負担した残りは貯めておけということになり、自動的に内部留保が500兆円を超え、るほどに積み上がってしまったのです。

そのため、「失われた30年」という言葉に象徴されるように、長い間勤労者の給与はほとんど上がらず、国の経済力もアメリカに次ぐ世界第2位の地位が中国に追い抜かれ、今年にはドイツにも追い抜かれています。

企業は社会保障の費用に対し応分の負担をするのが大切な社会的責務です。

経済の再浮揚のためにも、診療報酬の確保のためにも法人税率アップの要求は必要不可欠です。

納税者は国の税金の使い方には関心があり、もつと社会保障へ税金を回せとか要求します。医療関係者は、診療報酬改定時などに、その改定率の動向に一喜一憂します。

※無断転載禁止